

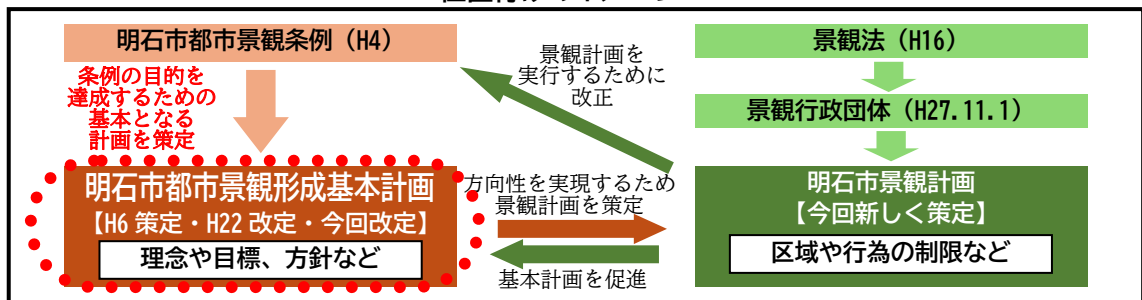
明石市都市景観形成基本計画の改定について

本市では、さらなる都市景観形成を推進するため、現行の「明石市都市景観形成基本計画」の改定に取り組んでおります。つきましては、パブリックコメントや審議会の手続きを踏まえ、計画案を取りまとめましたので報告します。

1 計画の位置付け

「明石市都市景観条例」に基づき、景観に関する基本理念や目標を定めた「明石市都市景観形成基本計画」については、平成6年に策定され、平成22年に改定されましたが、この度の景観法に基づく「景観計画」の策定にあわせて、改定を行うこととします。

位置付けのイメージ



2 都市景観形成基本計画の概要

項目	内容
理念 (見直し)	豊かな海と風土にあふれた あかしの景観を創造し、育み、次世代へつなごう
目標 (①追加)	① 眺望資源の美しさを活かす景観形成 ② 自然環境をともに守りながら育む景観形成 ③ 歴史・文化的資源を未来につなぐ景観形成 ④ 市街地にうるおいを与える景観形成 ⑤ 生活・暮らしを彩る景観形成
景観類型設定	面、線、点の3つの視点で分類 7つのゾーン、3つの線、3つの点に眺望を加えた14類型に分類
推進方策	産・官・学・民がそれぞれの役割を担うとともに、多様な主体の対話と共創による取り組みを推進 ・行政による取り組み ・景観法と都市景観条例の一体的な取り組み ・対話と共創による取り組み
その他	・各地域の景観資源図を更新 ・市民から募集した写真の採用

3 パブリックコメント及び審議会での審議結果

(1) パブリックコメント

実施期間：2025年(令和7年)10月27日(月)～11月28日(金)

提出件数：なし(景観計画に関するもののみ)

(2) 審議会

明石市都市景観審議会：2026年(令和8年)2月3日(火) 審議により答申

4 今後のスケジュール

本年3月末に計画を改定し、公表する予定です。今後は、本基本計画に基づき、新しく策定した「明石市景観計画」や「明石市都市景観条例」とともに、さらなる都市景観の形成に取り組めます。